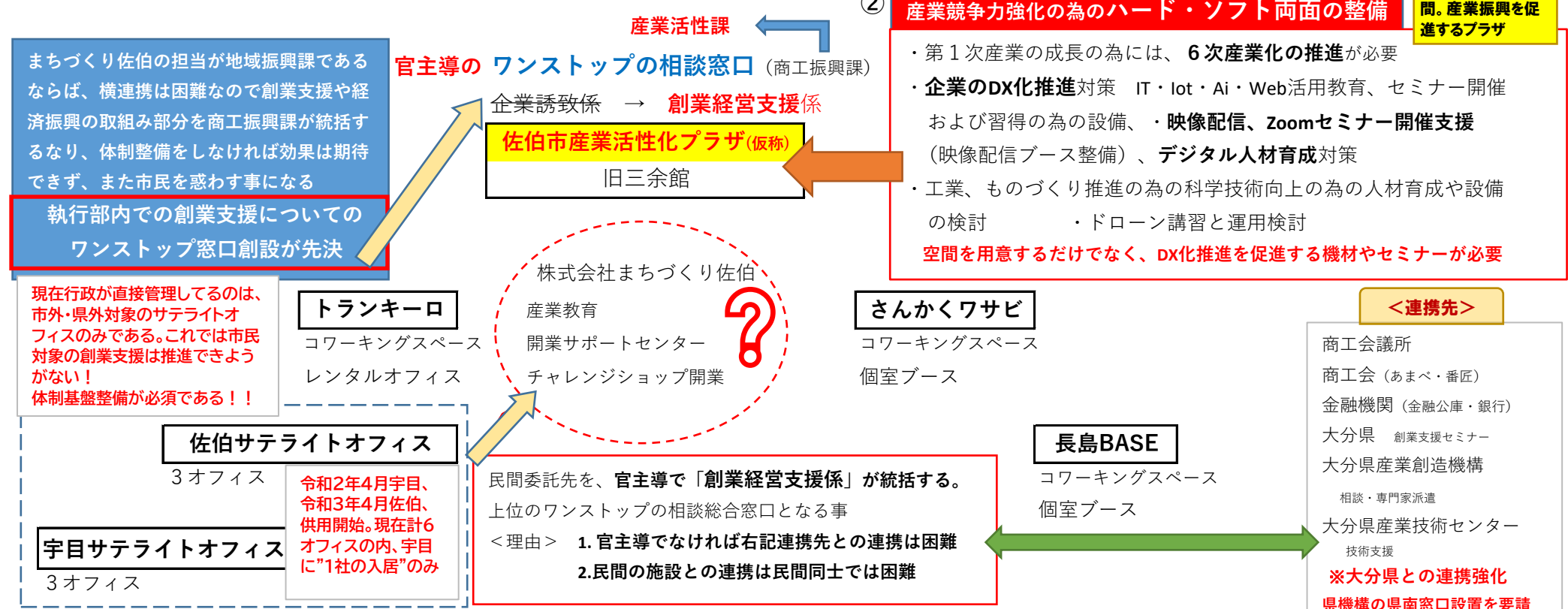


① 市内の創業支援施設（個室ブース・コワーキングスペース・個室ブース）を市民が有効活用する為に必要な対策と対応

② 人材育成や企業のDX化推進対策としての設備やセミナー開催について

佐伯市産業活性化プラザ
交流を生み出す空間。産業振興を促進するプラザ



- コワーキングスペースを利用できるのは、既に起業して仕事がある状態の人に限られる **起業支援とはならない**
- 個室も所在地登録でき入居すれば即起業できるオフィスである事が必須条件、営業活動を開始できなければ、**起業支援とはならない**
- サテライトオフィスは市外県外が対象なので、市内の人にとっての**起業支援とはならない**

- 1) 起業支援になるのは、所在地登録できる個室空間 これを如何に何室用意できるかが、何件起業支援ができるかと同義となる
- 2) **登記（所在地登録）可能なオフィスが何件確保**できるかが、起業家をより複数誕生させる事ができるかになる 多いほど機会均衡ともなる
- 3) サテライトオフィスを市内利用者が利用できるように別途併設するか、**市内利用者が利用できる**ように使用用途の変更を国に申請する
- 4) 只、空間を用意すれば良いという事ではなく、起業迄をサポートするのではなく、即時起業できる状態の空間を提供する事
そうでなければ、起業支援とはならない **起業するまでを支援するのではなく、起業できる状態を創出し起業後を伴走サポートして**
順調稼働をフォローする形にする事が肝要 ※空間（ハード）のみでなく**DX化推進支援他（ソフト）が必須 産業競争力増強**
産業競争力強化の面からも**企業のDX化推進は単独努力では困難なので行政がバックアップ**して産業経済の活性化を図る
- 5) 民間のコワーキングスペースが有効活用されるようにする面からも官主導のワンストップの総合窓口の設置が必須